



会社概要

会社名 株式会社 ナチュレカード
本社所在地 〒463-0013
愛知県名古屋市守山区小幡中1丁目8-17
TEL 052-797-3575
FAX 052-797-3576
設立 2004年3月

沿革

2004年 法人設立
JHS愛知・三重検査センター開設
建物瑕疵検査業務開始
2008年 鋼材販売業務開始
住宅瑕疵担保責任保険向け検査業務開始
2009年 供託金選択事業者向け検査業務開始
2010年 地盤解析業務開始

ナチュレの
建物検査

<https://nature-card.co.jp>



施工品質に付加価値を提供する

第三者検査機関

施工品質検査

事業者様の施工管理をサポートします！



是正確認で
施工ミス防止

施工の見える化で
信頼度アップ

現場の人材育成
技術・品質向上

現場管理のアウトソーシングで
業務効率アップ

施工品質で他社との差別化

検査品質へのこだわり

- ▶ 検査種類の豊富なラインナップ
- ▶ 現場検査と是正確認で施工ミス防止
- ▶ 建築基準法、住宅瑕疵保険設計施工基準、フラット35技術基準
- ▶ 検査の回数やプランはカスタマイズ可能
- ▶ 万全の検査体制 検査員研修や講習を定期的に実施、現場検査と社内写真検査のWチェック

スタンダードプランの検査内容

瑕疵保険検査を兼ねた品質検査で施工管理をバックアップ！

検査種別は組み合わせ自由！瑕疵保険をご利用中の事業者様にもお値打ちにお申込みいただけます。



基礎配筋

基礎出来形

屋根防水

構造金物

外装防水

シュミットハンマー

瑕疵保険取次店

瑕疵保険とは？

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)は、新築住宅を供給する事業者様に対して、構造耐力上及び防水上の主要な部分の瑕疵に対する10年間の瑕疵担保責任を履行させるために、「保証金の供託」または「保険への加入」のいずれかの資力確保措置を義務付けたものです。

平成21年10月1日より施行され、年に2回の基準日(3月31日と9月30日)に保険契約の締結及び保証金の供託状況を届け出なければいけません。この届け出を行わない場合、基準日から50日目以降、新築住宅の請負契約や売買契約を新たに締結することはできなくなります。

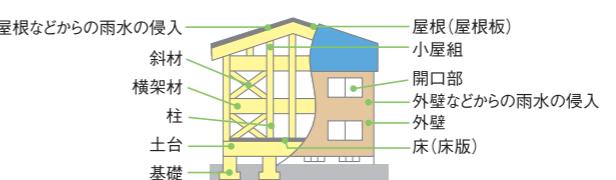
既存住宅現況検査

本検査は、宅建業者様が既存住宅を仲介、買取再販する際に現況検査や保険という付加価値を高めるための検査です。

対象となる部分

木造

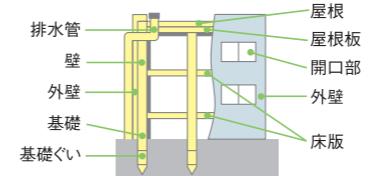
在来軸組工法の戸建住宅の例



2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成

鉄筋コンクリート造

壁式工法の共同住宅の例



2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

検査基準

- ▶ 「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(国交省)に準拠した検査項目・内容・基準を設定し検査結果の信頼性、リフォーム等の必然性を高めております。
- ▶ 経験豊富な建築士(1級、2級)が詳細検査を実施。

既存住宅現況検査報告書を作成

チェック項目と現況写真に基づく検査結果がひと目で分かる報告書を作成します。



アフター点検

お引渡後もしっかりサポート!
継続的にお客様との関係づくりができます!

お施主様にお引渡し後のアフター点検もナチュレカードにお任せください！

お引渡しの後もお施主様と良好な関係を構築することができます。

ご主人様がご在宅でなくても、安心してアフター点検が可能です。

簡易補修をオプションで追加することも可能です。

